

監査結果報告書

令和元年度（2019年度）No.4

定期監査（下期）
財政援助団体監査
公の施設の指定管理者監査
出資団体監査



旭川市監査委員

旭 監 第 72 号
令和 2 年 4 月 15 日

| | |
|-----------------------|-----------|
| 旭 川 市 長 | 西 川 将 人 様 |
| 旭 川 市 議 会 議 長 | 安 田 佳 正 様 |
| 旭 川 市 教 育 委 員 会 教 育 長 | 黒 蕨 真 一 様 |

| | |
|---------------|---------|
| 旭 川 市 監 査 委 員 | 田 澤 清 一 |
| 旭 川 市 監 査 委 員 | 坪 沼 一 成 |
| 旭 川 市 監 査 委 員 | 門 間 節 子 |
| 旭 川 市 監 査 委 員 | 松 田 宏 |

監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による監査を旭川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

第 1 定 期 監 査

| | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 監査の対象事務 | 1 |
| 2 | 監査の対象部局及び対象期間 | 1 |
| 3 | 監査の実施期間 | 1 |
| 4 | 重要リスク及び監査の着眼点 | 2 |
| 5 | 監査の方法 | 3 |
| 6 | 監査の結果 | 3 |

第 2 財 政 援 助 団 体 監 査

| | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 監査の対象団体等 | 9 |
| 2 | 監査の実施期間 | 9 |
| 3 | 重要リスク及び監査の着眼点 | 9 |
| 4 | 監査の方法 | 10 |
| 5 | 監査の結果 | 10 |

第 3 公の施設の指定管理者監査

| | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 監査の対象団体等 | 12 |
| 2 | 監査の実施期間 | 12 |
| 3 | 重要リスク及び監査の着眼点 | 12 |
| 4 | 監査の方法 | 13 |
| 5 | 監査の結果 | 14 |

第 4 出 資 団 体 監 査

| | | |
|--------|---------------|----|
| 1 | 監査の対象団体等 | 15 |
| 2 | 監査の実施期間 | 15 |
| 3 | 重要リスク及び監査の着眼点 | 15 |
| 4 | 監査の方法 | 16 |
| 5 | 監査の結果 | 16 |
| (資料) 1 | 監査対象団体の概要 | 18 |
| 2 | 正味財産増減計算書 | 28 |
| 3 | 貸借対照表 | 30 |

第 1 定 期 監 査

1 監査の対象事務

監査の対象については、本市における事務処理上のリスクを考慮して選定するものとし、市民サービスへの影響，財政負担の有無，発生可能性の観点からリスクの重要度を評価した上で，過去の監査の実施状況等を勘案し総合的に評価し，監査実施の優先度が高いと判断された次の事務とした。

- (1) 収入に関する事務のうち，貸付金及び債権管理に関する事務並びに現金取扱事務
- (2) 支出に関する事務のうち，貸付金及び報酬等に関する事務
- (3) 契約に関する事務のうち，貸付金に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務のうち，貸付金及び債権管理に関する事務

2 監査の対象部局及び対象期間

| 対 象 部 局 | 貸付金に関する事務 | 債権管理に関する事務 | 報酬等に関する事務 | 現金取扱事務 (支所) | 対 象 期 間 |
|-------------|-----------|------------|-----------|----------------|--------------------------------------|
| 総 務 部 | ○ | ○ | ○ | — | 平成31年 4月1日 ～ 令和元年 10月31日 |
| 税 務 部 | — | ○ | ○ | — | |
| 市 民 生 活 部 | — | — | ○ | ○ | |
| 福 祉 保 険 部 | ○ | ○ | ○ | — | |
| 子 育 て 支 援 部 | ○ | ○ | ○ | — | |
| 土 木 部 | — | ○ | ○ | — | |
| 社 会 教 育 部 | — | — | ○ | — | |

注) 対象事務のある部局は「○」，ない部局は「—」で表示

※1 対象支所は，神居支所（神居古潭出張所を含む。）及び江丹別支所（嵐山出張所を含む。）

3 監査の実施期間

令和元年12月2日から令和2年3月18日まで

4 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク（対象事務において想定されるリスクで重要度の高いものをいう。）及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

(1) 貸付金に関する事務

| 重要リスク | 監査の着眼点 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 貸付対象の誤り | <ul style="list-style-type: none"> 貸付けは法令等の目的に合致するものであるか。 貸付目的に合致した使用がなされているかどうかを確認しているか。 貸付対象者及び連帯保証人は法令等に規定する有資格者であるか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 貸付額や貸付時期の誤り | <ul style="list-style-type: none"> 貸付額は法令等に定められたものであるか。 貸付時期は法令等に規定された妥当なものであるか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 債権の回収遅滞、漏れ | <ul style="list-style-type: none"> 貸付けに係る書類の整理は適正に行われているか。 |

(2) 債権管理に関する事務

| 重要リスク | 監査の着眼点 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 債権の回収遅滞、漏れ | <ul style="list-style-type: none"> 前年度収入未済額は確実に調定の繰越しがなされており、また、その時期は適正か。 債権の内容、債務者、履行状況等債権管理上の必要事項は明確に把握されているか。 督促、催告及び時効中断手続は適時かつ適正に行われているか。 滞納整理について努力が払われているか。 事務処理要領やマニュアルが適切に定められ、分割納付や未収金回収など事務手続が効率的かつ適正に行われているか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 不適切な不納欠損処分 | <ul style="list-style-type: none"> 不納欠損処分は適時かつ適正に行われているか。 |

(3) 報酬等に関する事務

| 重要リスク | 監査の着眼点 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 過大又は過少積算 | <ul style="list-style-type: none"> 積算は関係規定又は合理的な基準に基づき行われているか。 支給対象となる事実及び役務の提供は客観的資料によって確認できるか。 積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 支出漏れや時期の誤り | <ul style="list-style-type: none"> 報酬等の支出は適正な時期に行われているか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 所得税等の控除額の誤り | <ul style="list-style-type: none"> 支給額から源泉徴収すべき税金等の控除及び納付は適正に行われているか。 |

(4) 現金取扱事務

| 重要リスク | 監査の着眼点 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">取扱金額の誤り | <ul style="list-style-type: none">現金と領収書等の証拠書類や現金出納簿等の出納関係帳簿は一致しているか。 |
| <ul style="list-style-type: none">出納関係帳簿等の不備 | <ul style="list-style-type: none">現金領収すべき金額の算定に必要な書類は整備されているか。領収書の取扱いは適正に行われているか。現金出納簿は遅滞なく正確に記帳されているか。また、日々、出納関係帳簿等の点検を行っているか。領収書を発行しない収納金の確認は適正に行われているか。 |
| <ul style="list-style-type: none">現金の紛失や盗難私金との混同現金の着服 | <ul style="list-style-type: none">現金取扱員以外の者が現金を取り扱っていないか。収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。 |

5 監査の方法

監査対象部局に対し資料の提出を求め、当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

6 監査の結果

監査対象部局別の結果は次のとおり、収入、支出、契約及び財産管理について、一部の部局を除いて不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては、指摘等を受けたことを十分踏まえ、それぞれ必要な措置を講じ、事務処理に万全を期されたい。

なお、今年度は貸付金に関する事務、債権管理に関する事務及び報酬等に関する事務を重点項目として監査を実施したところであるが、貸付金において貸付区分を誤っていたものや、債権管理に関する事務では、必要な督促がなされていないものや遅れているものがあつたことに加え、債権管理の基本となる台帳等への記録が不足しているものが散見された。また、報酬等に関する事務において、嘱託職員に係る勤務実績の確認不足や単純な計算誤りなどにより、複数部局にわたって支給誤りがあつた。

令和2年度から、嘱託職員は会計年度任用職員制度に移行することになるが、施行に当たっては、制度の運用に対する理解を深め、支給誤りが生じることのないよう努められたい。また、旭川市債権管理マニュアルに基づく債権の管理を徹底するなど、貸付金を含め、債権管理に関する事務について、適切かつ厳正な事務執行に努めるとともに、収入未済額や未収金の縮減を図るよう努力されたい。

総 務 部

○ 指摘事項

(1) 収入に関する事務
特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

① 嘱託職員の通勤費用相当額に係る旅費の支給に当たり、通勤日数の集計を誤ったことにより、3件1,140円の未払いのものがあつた。(人事課)－改善済

(3) 契約に関する事務
特に指摘事項なし。

(4) 財産管理に関する事務
特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

① 社会保険料及び雇用保険料に係る収入未済金について、債権管理台帳の記載漏れや債務者の実態把握が十分に行われていないものが散見された。これらは債権管理の基礎となる取組であることから、旭川市債権管理マニュアルに基づき、適切な債権管理に取り組むよう努められたい。

② 嘱託職員の任用については、旭川市非常勤嘱託職員取扱要領に基づき各課が勤務形態に応じた執務要領を定めており、その運用もそれぞれの判断に委ねられている。そのため、時間外勤務や通勤届の管理方法、通勤費用相当額に係る旅費の算定方法等の全庁共通であるべき事項の取扱いが各課で異なっていたほか、単純な計算誤り等が散見された。

嘱託職員は令和2年度から会計年度任用職員制度に移行し、採用や勤務条件を条例及び規則で定め、全庁統一した運用となるが、各課における事務に誤解や混乱を招くことのないよう制度の周知徹底を図るとともに導入後の実態を把握するなど、各種事務手続が誤りなくかつ円滑に行われるよう努められたい。

税 務 部

特に指摘事項なし。

市 民 生 活 部

○ 指摘事項

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 嘱託職員の通勤費用相当額に係る旅費の支給に当たり、通勤距離が2 km未満であるにもかかわらず誤って支給したことにより、1件7,040円の過払いのものがあつた。(市民課) - 改善済

福 祉 保 険 部

○ 指摘事項

(1) 収入に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 公法上の債権の時効による消滅については、地方自治法第236条第2項の規定により時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとされているため、当該債権は時効により絶対的に消滅するものであるが、介護保険料に係る収入未済金について、時効の完成後に債務の弁済を受けているものがあつた。(介護保険課)
- ② 生活保護費の過年度戻入未収金について、納期限までに納付されない場合、地方自治法等に基づき督促をしなければならないが、なされていなかった。(生活支援課)
- ③ 生活保護法による返還金及び徴収金について、納期限までに納付されない場合は旭川市公法上の収入徴収に関する条例により、納期を超えた日から20日以内に督促状を出さなければならないが、督促状に指定する期限は発付の日から10日以内とすることとされているが、いずれもなされていなかった。(生活支援課)

(2) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 生活つなぎ資金貸付金に係る前渡資金の精算において、精算残金がある場合は用務終了後5日以内に返納することとされているが、正当な理由もなくこの期間内に返納されていないものがあった。(生活支援課)

(3) 契約に関する事務

特に指摘事項なし。

(4) 財産管理に関する事務

[検討を要するもの]

- ① 一般被保険者返納金に係る収入未済金について、督促後、催告を2回まで行うこととしているが、それ以後何らの対応を行わないことは債権回収及び保全の取組として十分ではないことから、債務者の状況に応じ、催告の回数を見直すなど必要な措置を検討されたい。(国民健康保険課)

○ 意見・要望事項

- ① 介護保険料の債権管理においては、分納誓約等の書類にて支払の意思表示が確認できた場合に限り、時効中断事由に該当するものとして不納欠損処分を延期することとしていたが、実態では、口頭での申出のみで職員が作成したものを分納誓約書として取り扱っていたことから、改めて時効中断に係る事実確認の方法について検討を行い、必要な措置を講じられたい。
- ② 生活つなぎ資金貸付金に係る債権についてはシステムにより管理し、償還台帳を整備しているが、債務の承認日が誤っているものや、電話催告等の折衝経過が確認できないものなどが散見された。これらは債権管理事務を進める上で基礎となる情報であることから、事務マニュアルの見直しなど必要な措置を講じた上で、慎重かつ適正な事務執行に努められたい。

子育て支援部

○ 指摘事項

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 嘱託職員の通勤費用相当額に係る旅費の支給に当たり、勤務日数の集計を誤ったことにより1件880円の未払いのもの、また、通勤距離が2km未満であるにもかかわらず誤って支給したことにより1件1,140円の過払いのものがあつた。

(母子保健課)

(3) 契約に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 奨学金の貸付けについて、誤った申請をそのまま受理し、国公立の専門学校の奨学生として決定すべきところ、私立の専門学校の奨学生として決定し、本来貸し付ける金額と異なる金額を貸し付けていた。

(子育て助成課)

(4) 財産管理に関する事務

特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

- ① 債権回収に当たり、納期限までに納付されない場合は期限を指定して督促するものとされているが、督促経過が不明となっているものや督促状の送付が遅れているものがあつたことから、債権に係る情報を記録として残すことに加え、個々の債権に合ったマニュアルを作成するなど、旭川市債権管理マニュアルに基づき、適切な債権管理に取り組むよう努められたい。

土 木 部

特に指摘事項なし。

社 会 教 育 部

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 嘱託職員の通勤費用相当額に係る旅費の支給に当たり、通勤距離の適用区分を誤ったことにより1件200円の過払いのもの、算出過程における端数処理を誤ったことにより1件1円の未払いのもの、通勤日数の集計を誤ったことにより1件200円の未払いのものがあった。 (公民館事業課, 科学館) -改善済

第 2 財政援助団体監査

1 監査の対象団体等

本監査を行うに当たっては、市及び団体の財務事務の執行上のリスクについて、市民サービスへの影響、財政負担の有無、発生可能性の観点からその重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象団体の選定に当たっては、市が財政援助を行っている団体のうち、担当部局に偏りが生じないように考慮した上で、過去の監査の実施状況等を踏まえて決定した。

| | |
|---------|---------------------------|
| 対 象 団 体 | リハーサルホール運営委員会 |
| 財政援助の内容 | リハーサルホール運営委員会負担金 |
| 監査の対象事務 | 平成30年度における財政援助に係る出納その他の事務 |
| 補助金等の額 | 平成30年度 1,800,000円 |
| 所 管 部 局 | 社会教育部 |

2 監査の実施期間

令和元年12月2日から令和2年3月18日まで

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク（対象事務において想定されるリスクで重要度の高いものをいう。）及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

| 重要リスク | 監査の着眼点 |
|-------------------------|--|
| ・ 法令等に反する財政的援助 | (所管部局関係) ・ 補助金等の財政的援助の決定は法令等に適合しているか。 ・ 交付要綱は適正に整備されているか。 ・ 損失補償及び債務保証を行っている場合、その内容、理由等は妥当か。 |
| ・ 公益上の必要性に乏しい事業（団体）への交付 | (所管部局関係) ・ 財政的援助が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。 ・ 補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。 ・ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。 ・ 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。 ・ 補助金等に関する条件の内容は明確か。 |

| 重要リスク | 監査の着眼点 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 交付額や交付時期の誤り | (所管部局関係) <ul style="list-style-type: none"> 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。 (団体関係) <ul style="list-style-type: none"> 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 対象外の経費への充当 | (所管部局関係) <ul style="list-style-type: none"> 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。 (団体関係) <ul style="list-style-type: none"> 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。 事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が対象事業以外に流用されていないか。 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 団体の不適切な経理 | (団体関係) <ul style="list-style-type: none"> 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。 団体の監査役や監事は独立性が確保され、有効に機能しているか。 |

4 監査の方法

財政援助を行った所管部局及び対象団体に対し資料の提出を求め、団体の事務事業の実施状況を聴取し、主に補助金等の申請から収支の精算に至るまでの事務が適正に執行されているかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査により関係諸帳簿及び書類の照合、関係職員への質問等、必要な方法を取り監査を実施した。

5 監査の結果

財政援助団体の補助金等に係る事務について監査した結果、補助の目的に則して処理されていたものの、事務処理上の不備不適事項が見受けられた。

結果は次のとおりであり、今後とも補助による効果を確認するとともに、指摘等を受けたことにも十分留意しながら、より適正な補助事業の執行に努められたい。

リハーサルホール運営委員会

○ 指摘事項

- (1) 団体に関する事項
特に指摘事項なし。

- (2) 所管部局（社会教育部）に関する事項
特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

- ① 当負担金は、歴史的建物の保存管理とその有効活用のための事業を実施する団体に対し交付するものであるが、負担金の対象経費について、協定書では建物の保存に係る項目についてのみの定めとなっているため、団体が行うその他の事業収支を所管部局が把握できておらず、事業全体の実施状況や効果の測定が困難となっていることから、負担金の支出目的及び旭川市補助金交付基準の趣旨を踏まえ、全体の収支状況を明確にするなど事務の在り方を検討されたい。

- ② 負担金の交付に当たり、協定書では賃借料と共益費を市が全額負担するとしているが、交付要綱では当該項目の額は予算の範囲内で定めるとしていることや、規約に定めのない役員が就任していることなど、団体の各種規程等と異なる取扱いがなされていることから、関係規程と実態との整合について検討されたい。

第 3 公の施設の指定管理者監査

1 監査の対象団体等

本監査を行うに当たっては、市及び団体の財務事務の執行上のリスクについて、市民サービスへの影響、財政負担の有無、発生可能性の観点からその重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象団体の選定に当たっては、公の施設の指定管理を行っている団体のうち、担当部局に偏りが生じないように考慮した上で、過去の監査の実施状況等を踏まえて決定した。

| | |
|-----------|-------------------------------|
| 対 象 団 体 | あさひかわ農業協同組合 |
| 対 象 施 設 | 旭川市旭正農業構造改善センター |
| 監査の対象事務 | 平成30年度における施設管理に係る出納その他の事務 |
| 指 定 期 間 | 平成29年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 |
| 委 託 金 額 | 平成30年度 11,486,000円 |
| 所 管 部 局 | 市民生活部 |
| 利 用 料 金 制 | 適用なし |

2 監査の実施期間

令和元年12月 2 日から令和 2 年 3 月 18 日まで

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク（対象事務において想定されるリスクで重要度の高いものをいう。）及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

| 重要リスク | 監査の着眼点 |
|----------------|---|
| ・ 法令等に反する団体の指定 | (所管部局関係) ・ 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は法、条例等に根拠を置いているか。 ・ 指定管理者の指定は適正、公正に行われているか。 |
| ・ 不適切な協定の締結 | (所管部局関係) ・ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。 ・ 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。 ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。 |

| 重要リスク | 監査の着眼点 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 協定内容と異なる管理業務の実施 | <p>(所管部局関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の点検は適切になされているか。 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または指定管理者の費用で実施させていないか。 <hr/> <p>(団体関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定点検が必要な施設、設備等は定められた時期に適切に点検が行われているか。また、点検結果で改善すべき事項があった場合に速やかに措置が講じられているか。 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。 利用料金の設定等は適正になされているか。 指定管理者が使用料等を徴収又は収納している場合、その使用料等を適正に払い込んでいるか。 条例に基づき使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。 行政財産の目的外使用許可等、市長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 非効率、不経済な施設管理 | <p>(所管部局関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度の採用により、効率的な管理、運営を図られ、利用促進が働くものとなっているか。 <hr/> <p>(団体関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 市民サービスの低下 | <p>(団体関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 団体の不適切な会計経理 | <p>(団体関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。 公の施設の管理に係る出納関係帳簿等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 |

4 監査の方法

対象施設の所管部局及び対象団体から提出された資料に基づき、公の施設の管理に係る事務事業の実施状況を聴取し、主に指定の手続から当年度の事業報告書の点検に至るまでの事務が適正に執行されているかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査により関係帳簿及び書類の照合、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

5 監査の結果

公の施設の管理に係る事務について監査した結果、以下のとおり不備不適事項が見受けられた。

今後とも公の施設の管理に当たっては、指摘等を受けたことにも十分留意しながら、より適正な管理に努められたい。

あさひかわ農業協同組合

○ 指摘事項

(1) 団体に関する事項

特に指摘事項なし。

(2) 所管部局（市民生活部）に関する事項

[検討を要するもの]

- ① 農畜産加工の設備使用料の徴収において、施設使用者の利便性を考慮して前納となっていないものがあつたが、当該施設の使用に当たっては旭川市農村地域センター条例で前納を原則としているため、例外を認める場合には、その基準を明確にするなど必要な措置を講じられたい。

○ 意見・要望事項

- ① 指定管理者募集要項において、管理経費は法人等自身の口座とは別の口座で管理するよう規定していたが、同一口座での管理を認めていることから、区分経理の手法について改めて検討し、募集要項と実態との整合性を図られたい。

第4 出資団体監査

1 監査の対象団体等

本監査を行うに当たっては、市及び団体の財務事務の執行上のリスクについて、市民サービスへの影響、財政負担の有無、発生可能性の観点からその重要度を評価し、当年度において監査実施の優先度が高いと判断したところである。

対象団体の選定に当たっては、市が資本金等の4分の1以上の出資を行っている6団体の中から過去の監査の実施状況を踏まえ、前回の平成27年度実施から一定の期間を経ている次の団体に決定した。

| | |
|------|------------------------|
| 対象団体 | 公益財団法人 旭川市公園緑地協会 |
| 資本金等 | 20,000,000円 |
| 市出資額 | 20,000,000円（市出資割合100%） |
| 所管部局 | 土木部 |

2 監査の実施期間

令和元年12月2日から令和2年3月18日まで

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク（対象事務において想定されるリスクで重要度の高いものをいう。）及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

| 重要リスク | 監査の着眼点 |
|----------------------|---|
| ・ 必要性の乏しい団体への出資 | (所管部局関係) ・ 出資目的及び出資金額等は妥当か。 |
| ・ 出資に係る権利の不行使、喪失 | (所管部局関係) ・ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。 ・ 出資金等の支出手続は適正か。 ・ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。 ・ 増、減資等はあるか。また、配当がある場合には、配当金は確実に収入されているか。 ・ 有価証券の保管は良好か。 |
| ・ 出資（設立）目的にそぐわない団体運営 | (団体関係) ・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。 ・ 団体が一般財団法人となっている場合、出捐した財産は計画に基づき適切に公益目的のために使用されているか。 |

| 重要リスク | 監査の着眼点 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 団体の経営成績、財務状態の悪化 | (所管部局関係) <ul style="list-style-type: none"> 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。 ----- (団体関係) <ul style="list-style-type: none"> 経営成績及び財政状態は良好か。 経済性、効率性、透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。特に随意契約についての契約事務は適切か。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 団体の不適切な会計経理 | (所管部局関係) <ul style="list-style-type: none"> 出資団体に派遣している職員があり、給与を負担している場合、その根拠は条例に規定されているか。 ----- (団体関係) <ul style="list-style-type: none"> 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。それらの諸規程に基づいた事務が執行されているか。 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 団体の監査役や監事は独立性が確保され、有効に機能しているか。 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。 |

4 監査の方法

資本金等を出資した所管部局及び対象団体に対し資料の提出を求め、団体の事務事業の実施状況を聴取し、平成30年4月1日から平成31年3月31日までについて、監査の着眼点を踏まえ、試査により関係諸帳簿及び書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

5 監査の結果

団体の事業に係る出納その他の事務について監査した結果、事務処理上の不備不適事項が見受けられた。

結果は次のとおりであり、指摘等を受けたことに十分留意するとともに、今後とも設立目的に沿った適切な事務の執行に努められたい。

公益財団法人 旭川市公園緑地協会

○ 指摘事項

(1) 団体に関する事項

[改善を要するもの]

- ① 財務諸表において、基本財産又は特定資産に含まれない満期保有目的の有価証券のうち、貸借対照日後1年以内に満期の到来するものについては流動資産として表示すべきところ、固定資産として表示していた。

(2) 所管部局（土木部）に関する事項

特に指摘事項なし。

監査対象団体の概要

1 設立目的及び事業内容

(1) 設立目的

都市公園等の円滑な管理運営と健全な利用増進，都市緑化の推進及び緑地等の保全に関する事業を行い，うるおいと安らぎを実感できる憩いの空間を市民に提供し，安全で快適な生活環境づくりと地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) 実施事業

- ア 公園緑地及び河川緑地の保全と利活用に関する事業
- イ 都市緑化の推進及び普及啓発に関する事業
- ウ 公園緑地の環境向上に関する調査・研究
- エ 公園愛護団体等の育成と地域緑化，環境保全活動等への支援に関する事業
- オ 公園緑地におけるスポーツ・余暇活動や健康の維持増進に関する事業
- カ 都市公園等の管理運営及び利用促進に関する事業
- キ 公益目的事業を推進するための売店等の経営及び受託
- ク その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 財団の指定正味財産

20,000,000円（旭川市が全額出捐）

3 役職員数（平成31年3月31日現在）

理事 10人（うち理事長1人，副理事長1人，常務理事1人）
 監事 2人
 評議員 10人
 職員 83人（うち嘱託職員26人，臨時職員（パート含む。）37人）

4 平成30年度の事業実績

(1) 公益目的事業（都市基幹公園等の管理運営）

| 区分 | 事業名 | 主な内容 |
|-------------------|--|--|
| 公園緑地及び河川緑地の保全と利活用 | 第34回「旭川市の公園」絵画展（コンクール）の開催 | 第34回「旭川市の公園」絵画展 ・応募総数 528点（市内小・中学生を対象） ・入賞・入選作品 120点 ・入賞作品を活用したカレンダーの作成配布 1,000部 |
| | 公園情報の発信 | 1 パンフレットの作成配布 ・『あさひやま』 2,000部 ・『カムイの杜公園』 2,000部 ・『旭川市緑のセンター』 2,000部 ・『西神楽公園 ホタルの里』 3,000部 ・『花めぐりMAP』 1,000部 ・『北の嵐山』 2,000部 ・『あさひかわ北彩都ガーデン』イベントパンフレット等 1,500部 |
| | | 2 ホームページ等の運営 ・公園（施設）情報の提供 ・体育館等利用予定表の提供 ・各種講習会，イベント等の案内 ・桜の開花情報や北邦野草園等の花と紅葉の見どころ提供 ・キッズコンテンツの運営 ・ボランティア活動の紹介 ・その他，公園利用に関するタイムリーな情報の提供 ・電子メールでの個別対応（要望，問合せに対する対応） ・公益法人に求められる情報の公開 |
| | | 3 運動施設利用情報の公開と施設予約 ・インターネットを利用した運動施設予約案内システム運営 ・利用受付の多元化を図り，複数個所での承認書発行を実施 ・利用受付時間の延長を実施 ・アクセス数（総アクセス数） 26,028件 |
| | 4 地元情報誌等を活用した情報発信 ・月例広告掲載 地元新聞掲載 12回 ・臨時広告掲載 地元情報誌掲載等 7回 | |

| 区分 | 事業名 | 主な内容 |
|--|------------|--|
| 公園緑地及び河川緑地の保全と利活用 | 公園情報の発信 | 5 園内掲示等による情報発信 ・スタルヒン球場案内看板 ・花咲スポーツ公園メインアプローチ側駐車場案内看板 ・スタルヒン球場内ロビー内掲示板 ・イベントカレンダーの掲示 ・あさひかわ北彩都ガーデン「見ごろ・見どころ板」の設置 |
| | | 6 ガーデンアイランド北海道(G I H)への参加 「ガーデンアイランド北海道2018」 ・嵐山公園(北邦野草園含む)、あさひかわ北彩都ガーデンを登録し、施設をPR |
| | | 7 公園情報センターの設置運営(旭山公園、あさひかわ北彩都ガーデン) ・散策マップの設置 ・散策路誘導サインの設置(9基) ・旭山三浦庭園開花情報・案内サインの設置 ・木製ベンチの設置 ・市民協働による植物や動物などの最新情報の提供 ・ブログやSNSによる情報発信(開花、紅葉など) ・各種パンフレット、リーフレット等の作成配布 |
| | | 8 ガーデン専門誌への情報提供 あさひかわ北彩都ガーデンの利用案内や季節の見どころ、各種講座、イベント等の情報発信 |
| | 防災機能の確保 | 防災訓練の実施 花咲スポーツ公園スタルヒン球場 開催日 平成30年5月2日 参加者 146名 防災機能の確保 春光台公園、東光スポーツ公園、東豊公園、忠和公園 |
| | 遠足等団体利用の受入 | 遠足や写生会などで公園を利用する学校等団体利用者の事前調整を行い、安全・安心・快適に利用できるように、公園の物的条件や環境条件を整備 調整団体数 延191団体 利用人数 12,351人 利用公園 14公園 |
| | 自然生態観察会の開催 | 1 春光台公園 ・自然生態観察講座 2講座 35人受講 2 石狩川水系緑地 ・自然生態観察講座 1講座 18人受講 3 嵐山公園(北邦野草園) ・北邦野草園講座 6講座 95人受講 4 旭山公園 ・自然生態観察講座 5講座 428人受講 |
| | 体験学習教室の開催 | 1 春光台公園 ・体験学習教室 1回開催 8人受講 2 忠和公園 ・体験学習教室 1回開催 15人受講 3 石狩川水系緑地 ・体験学習教室 3回開催 56人受講 4 旭山公園 ・体験学習教室 1回開催 16人受講 5 カムイの杜公園 ・体験学習教室 18回開催 586人受講 ・季節感のある文化の伝承展示(四季の間接体験) 「日本の祭り」をテーマに各月の詳細説明 季節のBGM(音楽配信放送設備) ・カムイの杜公園だよりの発行(5/1, 11/1) 6 東豊公園 ・体験学習教室 1回開催 5人受講 7 西神楽公園 ・体験学習教室 2回開催 38人受講 |
| | イベントの開催等 | 1 常磐公園 ・野点の開催及び無料休憩所の設置 野点 開催日 平成30年9月15日~17日 参加者 450人 無料休憩所 設置期間 平成30年9月15日~17日 ・アイスキャンドル及びイルミネーション等の設置 設置期間 平成31年2月6日~11日 |
| | | 2 春光台公園 ・春光台公園を楽しもう 開催予定日 平成30年9月9日 【北海道胆振東部地震の影響により中止】 |
| 3 春光台公園・忠和公園・東豊公園 ・近隣農家と連携した農園市の開催 春光台公園 3回開催 忠和公園 9回開催 東豊公園 15回開催 | | |

| 区分 | 事業名 | 主な内容 |
|-------------------|--|---|
| 公園緑地及び河川緑地の保全と利活用 | イベントの開催等 | 4 花咲スポーツ公園 <ul style="list-style-type: none"> ・ホースショーの開催 開催日 平成30年8月5日 参加者 369人 馬場馬術, 障害飛越, 供覧馬術, もぐもぐタイムなど ・スタルヒンナイター体験 開催日 平成30年8月2日 参加者 154人 スピードガン体験, ボード抜き体験, バックヤード見学 ・プロ野球公式戦開催の周知・PR 横断幕, のぼり旗, タペストリーの設置 ・プロ野球公式戦における福祉施設入所者の招待 開催日 平成30年9月4日 参加人数 59人 |
| | | 5 嵐山公園 (北邦野草園) <ul style="list-style-type: none"> ・北邦野草園オープンイベント 開催日 平成30年4月21日 苗木のプレゼント, 呈茶のサービスほか ・嵐山新緑まつり 開催日 平成30年5月12日~13日 期間中来場者 1,018人 北の嵐山作品展, 呈茶, 嵐山新緑トレッキングなど |
| | | 6 旭山公園 <ul style="list-style-type: none"> ・旭山公園夜桜まつり 開催日 平成30年5月3日~8日 |
| | | 7 カムイの杜公園 <ul style="list-style-type: none"> ・体験イベント「冬のカムイの杜公園で遊ぼう」 開催日 平成31年1月26日 雪だるま, かまくら作り体験, 馬そり遊覧など 来場者 約700人 |
| | | 8 西神楽公園 <ul style="list-style-type: none"> ・第21回ホテル祭り in 西神楽 開催日 平成30年7月28日~30日 参加者 約7,500人 ホテルの観賞会, ホテルに触れる体験活動ほか |
| | | 9 忠和公園 <ul style="list-style-type: none"> ・忠和公園スポーツチャレンジ 開催日 平成30年6月17日 参加者 約300人 ホールインワンチャレンジ, ストラックアウト, ラグビー体験ほか |
| | | 10 石狩川水系緑地 (あさひかわ北彩都ガーデン) <ul style="list-style-type: none"> ・ガーデン号の運行 運行日 6月~9月 旭川駅南緑地からガーデンセンターの往復運行 利用者 4,350人 |
| 都市緑化の推進及び普及啓発 | 緑の講習会の開催 | 1 常磐公園 緑の講習会 1回開催 7人受講 2 神楽岡公園 (緑のセンター) 緑の講習会 27回開催 550人受講 3 石狩川水系緑地 (あさひかわ北彩都ガーデン) 緑の講習会 17回開催 254人受講 北彩都ガーデンガイド 全8回 参加者 58人 |
| | 植物を育てる基礎コース連続講座の開催 | 神楽岡公園 (緑のセンター) 全5講座 12回開催 延165人受講 |
| | 緑のセンターだよりの定期発行 | 神楽岡公園 (緑のセンター) 季節の植物の育て方, 緑化に関する知識や行事案内等を掲載 6回発行 |
| | 花と緑の相談コーナーの臨時設置 | 花フェスタ2018旭川 会場 旭川大雪アリーナ ・花と緑の相談コーナーの臨時設置 平成30年6月6日~10日 期間内相談件数等 (350件, 218人) ・フラワーハンギング等の展示による緑の普及活動, 各公園パンフレットの配布 公園絵画展展示会場 会場 イオンモール旭川西1階グリーンコート ・花と緑の相談コーナーの臨時設置 平成30年10月1日 相談件数14件 ・観葉植物の寄せ植え体験講習会 体験参加 68人 |
| 緑化展示会の開催 | 緑のセンターで開催する講習会のテーマ等に合わせた展示会を開催 ・野の花写真展 ・ミニ盆栽展 ・サツキ展 ・山野草展 ・押し花展 ・木の実・草の実写真展 ・神楽岡公園の自然写真展 ・神楽岡公園の四季写真展 計8回開催 | |

| 区分 | 事業名 | 主な内容 |
|--------------------------|---------------------------|---|
| 都市緑化の推進及び普及啓発 | イベントの開催 | <p>1 神楽岡公園（緑のセンター） 緑のセンターまつり2018の開催 開催日 平成30年8月11日 参加者 約2,000人 青空体験教室、協賛団体の作品展示、園芸市の開催、花と緑の相談コーナー、球根・苗木のプレゼント、親子餅つき大会、フラワービンゴゲームなど</p> <p>2 石狩川水系緑地（あさひかわ北彩都ガーデン） ガーデンフェスタの開催 開催日 平成30年8月4・5日 参加者 約1,500人 ハーブ講座、イラスト教室、写真クラフト、オリジナルハーバリウム、ガーデンガイドツアー、ドリームフラワー、イルミネーション設置など</p> |
| | 植物展示コーナーの設置 | 嵐山公園（北邦野草園） 高山植物等の代表的な植生を観察できる植物展示コーナーの拡張再整備 |
| | 樹名板の設置 | <p>神楽岡公園 平成31年3月21日 設置枚数：20枚 参加者 4名</p> <p>嵐山公園 設置場所：北邦野草園 平成30年7月31日 設置枚数：18枚 参加者14名</p> <p>旭山公園 平成31年2月23日 設置枚数：7枚 参加者 9名</p> |
| | 植物愛好団体等への支援活動 | 神楽岡公園（緑のセンター） 植物に関する各種市民団体等の活動場所として学習室・展示コーナーを提供し、植物に関する技術的指導と活動支援を行った。 10団体 延547人(41回) |
| | 桜の剪定枝無償配布 | 神楽岡公園（緑のセンター） 申込数 101件 抽選により50人に無料配布 平成31年2月21日～24日に配布 |
| 公園緑地の環境向上に関する調査・研究と環境の保全 | 旭川市の植物の調査研究 | <p>平成22・23年度に嵐山公園センターにおいて実施した「蛇紋岩地帯植物の調査研究」の成果を踏まえ、当該調査研究を継続するとともに、旭川市を中心に野生植物の調査研究を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査地 旭川市をはじめ、北海道の主な地域での野外調査 ・国際誌の論文掲載 ・日本植物分類学会での発表 ・日本生態学会大会でのポスター発表 ・北海道希少野生動植物種保護対策検討有識者会議出席 ・環境省第5次レッドリスト作成（絶滅危惧植物調査） ・環境省植生調査植生図作成ヒアリング ・環境省モニタリングサイト1000里地調査 ・日本植物園協会の植物多様性保全拠点園 |
| | 公園内樹木の調査研究 | <p>公園内樹木の専門知識を有する職員が調査し、老木化等による危険度等の判定を行い、利用者の安全確保と、将来に向けた緑豊かな公園の形成と環境保全のための条件整備を行った。</p> <p>神楽岡公園 樹勢状況や、腐朽菌による腐れ、空洞化等の現状調査</p> |
| | 桜のトンネルプロジェクト（市民参加による桜の植樹） | <p>神楽岡公園 チシマザクラ5本の移植、市柱交換10本 平成30年11月20・21日 参加者 9人</p> <p>旭山公園 「旭山公園の紅葉・野点・散策会」 平成30年10月8日 エゾヤマ桜の植樹 10本(H=3.0, W=0.6, C=0.1) 体力に合わせて3コースに分かれ旭山散策 参加者 20人</p> |

| 区分 | 事業名 | 主な内容 |
|-----------------------------|-------------------------|--|
| 公園緑地の環境向上に関する調査・研究と環境の保全 | アンケート等による調査研究 | <p>公園利用者の満足度向上のための情報収集を行い、利用者の意見・要望の把握に努め、必要なものは市への報告・協議を行い、これを管理運営に反映させました。</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケート調査(各種講習会等の参加者)計 2, 235件 春光台公園(35件), 神楽岡公園(562件), 忠和公園(534件), 花咲スポーツ公園(57件), 嵐山公園(94件), 東光スポーツ公園(86件), カムイの杜公園(313件), 東豊公園(87件), 西神楽公園(23件), 常磐公園(16件), 旭山公園(363件), その他(65件) ご意見箱 設置場所 11公園 16施設 忠和公園(91件), カムイの杜公園(18件), あさひかわ北彩都ガーデン(5件) 電子メールでの個別対応 ご意見・要望・施設問合せ等(61件) ボランティア活動団体等からの要望対応 植栽道具, 清掃用具, 塗装用具等の貸与など(48件) 遠足等団体利用者の要望対応 公園施設の事前の環境整備など(31件) 来園者へのアンケート調査(旭山三浦庭園)利用満足度調査(175件) |
| | ミズバショウの保全 | <p>春光台公園ミズバショウの保全・復元検討会との協働</p> <ul style="list-style-type: none"> 看板の設置, 保全チラシ配布(平成30年4月20日) 全数調査及び定点観測(平成30年5月1日) 帰化植物の防除作業(平成30年5月29日) |
| | 旧スキー場跡地周辺整備 | <p>旭山公園の生態系に配慮した自然環境の保全・保護整備を行い、公園緑地の環境向上と緑の保全を図り、市民団体等と連携して整備活動を行いました。</p> <p>(散策路の整備, 野生種の植栽など)</p> <ul style="list-style-type: none"> 三者顔合わせ会議(平成30年4月17日) 第1回現状報告及び合同作業(平成30年6月28日) 第2回現状報告及び合同作業(平成30年10月10日) |
| 公園愛護団体等の育成と地域緑化、環境保全活動等への支援 | ボランティア活動の育成と支援 | <p>魅力ある公園づくりや公園利用の活性化を図り、地域コミュニティの醸成や生きがいづくりを支援し、市民協働による公園管理を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種ボランティア活動団体との事前調整 効率的な作業等への協力 活動に必要な資材, 物品等の支援 活動内容等をホームページで広く紹介 <p>活動支援実績 活動件数 延78件, 実施団体 延62団体, 活動人数 延3, 153人</p> |
| | 花壇ボランティアの養成 | <p>常磐公園(中央花壇)</p> <p>長期間の花壇ボランティアを募集し、市民の手による都市緑化の実践を推進するとともに、市民のボランティア意識や地域に対する愛着心の向上を図りました。</p> <p>活動日 全9回 参加者 延74人</p> <ul style="list-style-type: none"> テキストを活用した緑に関する講習 花壇清掃 球根の堀上げと施肥, 耕起 整地と夏花壇定植 花壇見学会 除草と花がら取り 球根植え込み |
| | ホテルの保全・育成及びPR活動 | <p>西神楽公園</p> <ul style="list-style-type: none"> 保全, 育成活動 平成30年6月19日 西神楽小学校1・2・4年生(37名) 約300匹放流 平成30年6月22日 西神楽中学校1年生(29名) 約200匹放流 平成30年5月8日 西神楽中学校3年生(20名) せせらぎ周辺落葉清掃 水質及び細菌検査 餌(カワニナ・タニシ)の細菌検査, 飼育水・水路の水質検査 PR活動 場所: イオンモール旭川西1Fサブコート 平成30年9月29日 「旭川市の公園」絵画展作品展示会場のイベントとしてホテルの生態展示を開 見学者(一般市民) 約60人 |
| | ガーデンサポーター・ガーデンボランティアの養成 | <p>石狩川水系緑地(あさひかわ北彩都ガーデン)</p> <p>北彩都ガーデンは「市民が守り育てるガーデン」として、市民の理解と協力を得た市民協働での花壇の手入れを行う「北彩都ガーデンサポーター」及びガーデンをガイドする「北彩都ガーデンガイドボランティア」の養成を図りました。</p> <p>活動者数 サポーター 76人 ガイドボランティア 3人 延参加者 523人</p> <p>主な活動内容 ・花壇除草 ・花がら摘み ・プランター寄せ植え ・野菜の植え込み など</p> <p>花壇の設置 旭川駅南エリアからガーデンセンターまでの園路に6か所設置</p> |

| 区分 | 事業名 | 主な内容 |
|--|--------------------|---|
| 公園緑地におけるスポーツ・余暇活動の拡大と健康の増進 | 健康運動、スポーツ初心者教室等の開催 | 1 常磐公園・石狩川水系緑地 ・健康運動教室 1回開催 1人受講 ・ウォーキングコースの設置（常磐公園） |
| | | 2 忠和公園 ・健康運動教室 19教室(延99日間) 1,359人受講 ・「忠和公園体育館だより」の発行(4/1,7/1,10/1,1/5) ・10kmランニングコースの設置 |
| | | 3 花咲スポーツ公園 ・健康運動教室 6回開催 337人受講 ・ウォーキングコースの設置(2km) |
| | | 4 東光スポーツ公園 ・健康運動教室 4回開催 99人受講 ・パークゴルフ大会の開催(8/9パークの日) 参加者122人 ・少年野球大会の開催 第6回旭川ドリームスタジアム杯少年軟式野球大会 参加チーム 16チーム 参加者 311人 日程 8/5~7 |
| | | 5 東豊公園 ・健康運動教室 9回開催 190人受講 |
| | 公園の冬季利用促進 | 1 常磐公園 ・雪上パークゴルフ場の設置運営 設置期間 平成31年1月11日~2月28日 ・こどもの遊び広場設置運営 かまくら設置:平成31年2月6日~2月11日 雪山滑り台:平成31年1月11日~2月28日 |
| | | 2 春光台公園 ・歩くスキーコースの設置運営 設置期間 平成30年12月20日~平成31年3月10日 ・こどもの遊び広場設置運営 雪山滑り台:平成31年1月11日~2月28日 |
| | | 3 神楽岡公園 ・歩くスキーコースの設置運営 設置期間 平成30年12月26日~平成31年3月10日 |
| | | 4 忠和公園 ・歩くスキーコースの設置運営 設置期間 平成30年12月15日~平成31年3月17日 ・こどもの遊び広場設置運営 雪山滑り台:平成31年1月12日~2月28日 |
| | | 5 花咲スポーツ公園 ・ちびっこスキー場及びこどもの遊び広場の設置運営 ちびっこスキー場 設置期間 平成30年12月22日~平成31年2月28日 ナイター営業 9日間 こどもの遊び広場(雪の迷路) 設置期間 平成31年1月10日~2月28日 ・歩くスキーコースの設置運営 設置期間 平成30年12月20日~平成31年3月10日 ・馬とのふれあい体験イベント 開催日 平成31年1月14日 参加者 87人 馬そり遊覧,ミニチュアポニーとのふれあい体験ほか ・スタルヒン球場のブルペン開放 使用日数 15日間 使用団体 3団体 使用人数 延148人 ・イルミネーションの設置 点灯期間 平成30年12月22日~平成31年2月28日 |
| 6 東光スポーツ公園 ・歩くスキーコースの設置運営 設置期間 平成30年12月25日~平成31年3月10日 ・雪合戦フィールドの設置運営(旭川ドリームスタジアム) 設置期間 平成31年1月4日~2月28日 大会使用 第8回北海道雪合戦ランキング戦(1/20) ツルハドラッグCUP旭川冬まつり雪合戦(2/3) ・旭川ドリームスタジアムジュニア雪合戦の開催 開催日 平成31年3月3日 参加者 5チーム(149人) | | |

| 区分 | 事業名 | 主な内容 |
|--|-----------|--|
| 余暇園 活動地 の拡大 における 健康ポ ー ツ 増 進 | 公園の冬季利用促進 | 7 カムイの杜公園 ・こどもの遊び広場設置運営 雪山滑り台：平成30年12月22日～平成31年2月28日 |
| | | 8 東豊公園 ・こどもの遊び広場設置運営 雪山滑り台：平成30年12月25日～平成31年2月28日 |
| | | 9 石狩川水系緑地（あさひかわ北彩都ガーデン） ・歩くスキーコースの設置運営 設置期間 平成30年12月22日～平成31年2月28日 ・こどもの遊び広場設置運営（スノーチューブ） 雪山滑り台：平成30年12月22日～平成31年2月28日 ・スノーシュー体験広場設置 雪山滑り台：平成30年12月22日～平成31年2月28日 |
| 都市公園等 の管理 運営及 び利用 促進 | 管理運営公園 | 1 公園の種類 総合公園…4箇所（常磐公園，神楽岡公園，春光台公園，忠和公園） 運動公園…3箇所（花咲スポーツ公園，東光スポーツ公園，石狩川水系緑地） 特殊（風致）公園…2箇所（嵐山公園，旭山公園） 都市緑地…1箇所（カムイの杜公園） 地区公園…1箇所（東豊公園） 近隣公園…1箇所（西神楽公園） 2 主な施設 常磐公園…白鳥・千鳥ヶ池，ウッドデッキ，中央花壇，プール，テニスコート 神楽岡公園…緑のセンター，自由広場，キャンプ場 春光台公園…キャンプ場，アスレチック広場，宝くじ遊園，パークゴルフ場 忠和公園…体育館，多目的コート，多目的広場，パークゴルフ場，水上トリム 花咲スポーツ公園…スタルヒン球場，陸上競技場，テニスコート，球技場， 和弓場，洋弓場，軟式野球場 東光スポーツ公園…旭川ドリームスタジアム，第2球場，パークゴルフ場， 球技場 嵐山公園…嵐山公園センター，北邦野草園，展望台 旭山公園…展望広場，旭山三浦庭園 カムイの杜公園…体験学習館，わくわくエッグ，多目的広場，キャンプ場， テニスコート 石狩川水系緑地…徒渉池，野球場，サッカー場，テニスコート 東豊公園…体育館，パークゴルフ場，野球場，せせらぎ 西神楽公園…西神楽パークセンター，キャンプ場，ホテルのせせらぎ |
| | 管理施設 | 1 修景施設 … 植栽，芝生，花壇，生垣，噴水，池，築山，日陰棚，彫像，石組， 飛石，その他これらに類するもの。 2 園路広場 … 園路，広場 3 休養施設 … 休憩所，ベンチ，野外卓，キャンプ場，その他これらに類するもの。 4 管理施設 … 門，柵，管理事務所，詰所，倉庫，車庫，材料置場，掲示板，標識， 照明施設，水道，暗渠，水質浄化施設，擁壁，その他これらに類するもの。 5 遊戯施設 … ブランコ，滑り台，シーソー，ジャングルジム，砂場，徒渉池，その他これら に類するもの。 6 運動施設 … 野球場，陸上競技場，体育館，ラグビー場，テニスコート，パークゴルフ場， ゲートボール場，水泳プール，サッカー場，相撲場，弓場，乗馬場，その他 これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席，更衣所，控室，運動 用具倉庫，シャワー，その他これらに類する工作物。 7 便益施設 … 駐車場，便所，水飲場，手洗場，その他これらに類するもの。 8 教養施設 … 植物園，自然生態園，体験学習施設，その他これらに類するもの。 |
| | 運営業務 | 1 運動施設の利用調整 施設や利用方法等の基本情報の発信，受付，運動施設予約システムによるリアルタイムの空き情報の提供と予約受付，利用指導，使用料徴収，各種スポーツ団体との調整・要望対応。 利用受付：年間の利用調整，1月単位・1日単位の利用調整，公園施設の利用申請 受付及び許可，その他公園利用の指導及び調整 使用料徴収：有料公園施設の使用料徴収 利用承認取消等：公園施設の利用許可の全部又は一部の取消，利用方法の制限等 調整施設数：60か所 有料公園施設：25か所 その他の公園施設：35か所 キャンプ場：4か所（春光台公園，神楽岡公園，カムイの杜公園，西神楽公園） 運動施設利用者数 751,728人（有料公園：677,498人 その他：74,230人） キャンプ場 17,601人 有料公園施設数：25か所 徴収した使用料：49,246,795円 |

| 区分 | 事業名 | 主な内容 |
|------------------|--------------------------|--|
| 都市公園等の管理運営及び利用促進 | 運営業務 | <p>2 利用調整 不法行為等に対する対応、苦情・要望に対する対応、原因の分析と発生局面の防止、情報発信による啓発。また、円滑な利用を促進。 利用調整：施設利用者の円滑な利用調整 案内・応対：公園施設の利用に関する案内、相談対応等</p> <p>3 情報の収集・整理と反映 利用実態・利用者満足度等の調査や公園の自然情報の把握等により、必要な情報を収集・整理し、利用者の要望・意見の反映。 各種講習会等の参加者に対するアンケート調査 ご意見箱による意見等の集約と反映など</p> <p>4 その他の運営事業 (1)花と緑の相談コーナーの常時設置(神楽岡公園緑のセンター) (2)公園愛護協力会との連携 平成31年3月末現在 5団体(前年度比増減なし) 総合公園 2団体、特殊(風致)公園 1団体、運動公園 2団体 (3)ボランティア団体等との協働(近隣住民及び市民団体等) 公園駐車場・河川堤防車止め開閉、パークゴルフ場 (4)公園施設の開館日の拡大 ・カムイの杜公園(体験学習館・わくわくエッグ) 毎週月曜日 → 毎月第2月曜日に変更 ・神楽岡公園(緑のセンター) 毎週月曜日 → 毎月第2・4月曜日に変更(4月～10月) ・嵐山公園北邦野草園 毎月第2・4月曜日(4月～10月) → 開園期間中無休対応 (5)運動施設等の使用期間延長 (a)東光スポーツ公園(パークゴルフ場) 延長期間：平成30年4月17日～4月19日 (b)花咲スポーツ公園(陸上競技場) 延長期間：平成30年4月14日～4月19日 (c)嵐山公園北邦野草園 延長期間：平成30年4月21日～4月28日 (d)花咲スポーツ公園(軟式野球場ほか)、忠和公園(多目的コートほか)、カムイの杜公園(テニスコートほか)、春光台公園(パークゴルフ場)、忠別広場(ソフトボール場)、金星橋上流左岸広場(公式野球場ほか)、旭橋上流右岸広場(ソフトボール場)、北旭川大橋下流右岸広場(ソフトボール場)、西神楽広場(軟式野球場)、平成大橋上流右岸広場(サッカー場)、雨紛広場(軟式野球場)、東光スポーツ公園(パークゴルフ場ほか)、東豊公園(パークゴルフ場)、両神橋下流右岸広場(軟式野球場)、旭川大橋左岸広場(軟式野球場ほか) 延長期間：平成30年10月21日～10月31日 (e)嵐山公園北邦野草園 延長期間：平成30年10月16日～10月31日 (f)花咲スポーツ公園(陸上競技場) 延長期間：平成30年11月1日～11月18日 (g)東光スポーツ公園(球技場) 延長期間：平成30年11月1日～11月18日</p> |
| | 管理業務 | <p>1 植物管理(樹木・樹林・芝生・草花・草地) 公園内の植物の健全な生育を保ち、植物の有する機能(修景、生態系の維持、防災等)を維持・達成させる。 主な内容：草刈、除草、施肥、灌水、刈込、剪定、防除、補植、冬囲い等</p> <p>2 施設管理(保守点検・修繕・清掃・警備・監視・保安など) 建物、工作物、設備等の公園施設の持つ機能を十分に発揮し、利用者が安全・安心・快適に、また、効率的に活用できるように実施。 主な内容：グラウンド等運動施設の整備、遊具等の塗装、プール・徒渉池の水質検査、砂場の衛生管理、除排雪、電気・水道設備・遊具・運動機器等の補修点検業務、園路・広場・徒渉池・トイレ等の清掃業務、建物機械警備業務、巡回、破損危険施設の修繕、劣化・損耗施設の修繕・機能回復修繕など</p> <p>3 環境保護活動(ISO14001に基づく環境活動の実践) 地球環境にやさしい環境活動を積極的に推進することを基本として管理業務を実施</p> |
| | 主な施設の利用者数(運動施設・キャンプ場を除く) | カムイの杜公園 104,456人 (体験学習館 7,955人・わくわくエッグ 96,501人) ※第39回バーサーロペット・ジャパンの大会運営施設に利用するために、3月8日～9日(2日間)、体験学習館及びわくわくエッグを臨時休館した。 神楽岡公園緑のセンター 9,057人 (相談件数 3,637件) ※相談件数は、花と緑の臨時相談件数を除く 嵐山公園センター 29,128人(うち北邦野草園入園者 25,503人) 西神楽公園パークセンター 1,031人 |

(2) 収益事業（公園利用者の利便を図るための便益施設の運営等を行う事業）

ア 売店設置（44か所）

| 設 置 場 所 | | 設 置 数 | 摘 要 |
|--------------|-----------|-------|--|
| 花咲スポーツ公園 | スタルヒン球場 | 5 | 売店, 食堂(そばコーナー), オリジナルグッズ販売 |
| | スケート場 | 1 | 食堂(そばコーナー) |
| 神楽岡公園 | 緑のセンター | 1 | 園芸用品販売 |
| 東光スポーツ公園 | ドリームスタジアム | 1 | 売店, 食堂(そばコーナー), オリジナルグッズ販売 |
| 旭山公園 | | 1 | 売店 |
| カムイの杜公園 | 体験学習館 | 1 | 売店 |
| | わくわくエッグ | 1 | 屋外に常設売店 |
| 忠和公園 | 体育館 | 1 | スポーツ用品販売 |
| 嵐山公園 | 嵐山公園センター | 1 | 書籍(野の花ノート「嵐山の植物」, ハンドブック「旭川の植物」), オリジナルグッズ販売 |
| あさひかわ北彩都ガーデン | | 1 | 売店 |
| 常磐公園 | | 5 | 臨時売店(花火大会等) |
| 花咲スポーツ公園 | スタルヒン球場 | 8 | 臨時売店(プロ野球開催等) |
| | 陸上競技場 | 2 | 臨時売店(大規模大会開催) |
| | テニスコート | 2 | 臨時売店(大規模大会開催) |
| 神楽岡公園 | | 1 | 臨時売店(緑のセンターまつり) |
| 東光スポーツ公園 | ドリームスタジアム | 1 | 臨時売店(雪合戦開催) |
| | パークゴルフ場 | 1 | 臨時売店 |
| | 球技場 | 3 | 臨時売店(大規模大会開催等) |
| 旭山公園 | | 2 | 臨時売店(夜桜まつり) |
| カムイの杜公園 | | 2 | 臨時売店(大規模大会開催等) |
| 忠和公園 | | 2 | 臨時売店(忠和公園スポーツチャレンジ等) |
| あさひかわ北彩都ガーデン | ガーデンセンター | 1 | 臨時売店(ガーデンフェスタ) |
| 合 計 | | 44 | |

イ 自動販売機設置（57台）

| 設 置 場 所 | | 設置数 | 設 置 場 所 | | 設置数 |
|----------|----------|-----------|---------|--------------|-----------|
| 花咲スポーツ公園 | スタルヒン球場 | 1 | 春光台公園 | グリーンスポーツ施設 | 1 |
| | 陸上競技場 | 3 | | 宝くじ遊園 | 1 |
| | 球技場 | 2 | | パークゴルフ場 | 1 |
| | テニスコート | 3 | | 小 計 | 3 |
| | 和弓場 | 1 | カムイの杜公園 | 体験学習館 | 1 |
| | プール | 1 | | わくわくエッグ | 3 |
| | スケート場 | 1 | | テニスコート | 1 |
| | 中央広場 | 1 | | 小 計 | 5 |
| | 軟式野球場 | 1 | その他の公園 | 常磐公園(臨時2台含む) | 6 |
| | 総合体育館駐車場 | 1 | | 緑のセンター | 1 |
| | ちびっこスキー場 | 1 | | 嵐山公園センター | 1 |
| | 小 計 | 16 | | 旭山公園 | 2 |
| | 東光スポーツ公園 | ドリームスタジアム | | 2 | 東豊公園(体育館) |
| パークゴルフ場 | | 1 | | 永山中央公園 | 2 |
| 遊びの広場 | | 1 | | クリスタルパーク | 1 |
| 球技場 | | 2 | | 日の出公園 | 1 |
| 第2球場 | | 1 | | 新富公園(プール) | 1 |
| 球技場横 | | 1 | | 旭西第一公園 | 1 |
| 小 計 | | 8 | | 宮前公園 | 1 |
| 忠和公園 | 体育館 | 5 | | あさひかわ北彩都ガーデン | 1 |
| | パークゴルフ場 | 1 | | 小 計 | 19 |
| | 小 計 | 6 | | 合 計 | 57 |

ウ 旭川市学校施設スポーツ開放事業使用料収納業務

| 受 託 期 間 | 平成30年4月1日～平成31年3月31日 | | | |
|---------------------------|----------------------|--------|-----------|--------|
| 学校施設スポーツ開放事業に係る 利用券の販売 | 販 売 場 所 | 販売シート数 | 販売・収納額(円) | 手数料(円) |
| | 忠和公園体育館 | 254シート | 567,000 | 27,432 |
| | 東豊公園体育館 | 151シート | 418,000 | 16,308 |
| 合 計 | | 405シート | 985,000 | 43,740 |

(3) その他の事業

| 区分 | 事業名 | 主な内容 |
|-------------------------|--------------------------------|---|
| 公園緑地等の管理運営事業 | 管理運営公園 | 1 公園の種類 街区公園…359箇所 近隣公園…32箇所 地区公園…6箇所 都市緑地…23箇所 2 主な施設 千代の山公園…プール, 野球場 旭神中央公園…テニスコート 新富公園…野球場, プール, 徒渉池 末広中央公園…野球場, テニスコート, 徒渉池 永山中央公園…パークセンター, 徒渉池 クリスタルパーク…パークセンター, 徒渉池 |
| | 利用管理業務 | 1 利用管理 (1)利用管理(利用案内, 市民対応, 利用指導等) (2)利用受付(利用調整, 使用料徴収) 調整施設数: 6か所 有料公園施設: 2か所 その他の公園施設: 4か所 運動施設利用者数 27,991人(有料公園:11,472人 その他:16,519人) 徴収した使用料: 61,900円 遠足等の団体利用調整(小中学校, 幼稚園, 保育園ほか) 調整団体 延146団体 利用人数 9,417人 利用公園 34公園 |
| | 維持管理業務 | 1 維持管理 (1)植物管理(草刈, 除草, 施肥, 剪定, 刈込, 防除, 灌水, 冬囲い等) (2)施設管理(保守点検, 清掃, 警備, 修繕等) (3)その他管理(備品管理, 光熱水費管理等) |
| | 市民協働の推進 | 1 公園愛護団体の育成と公園を利用した地域活動への支援 (1)公園愛護団体等との協働の推進 平成31年3月末現在 190団体 街区公園 173団体, 近隣公園 14団体, 地区公園 1団体, 都市緑地 2団体 (2)地域住民等との協働(地区公園管理協力) 新富公園, 末広中央公園, 東部中央公園 (3)ボランティア活動の育成と支援(活動内容をホームページで紹介) 活動件数 延14件 実施団体 延9団体 活動人数 延401人 (4)公園を花と緑で飾ろうプロジェクト 14公園(夏花:1,638株) |
| | 運動施設の使用期間延長 | 1 運動施設の使用期間延長 軟式野球場(2か所) 新富公園, 末広中央公園 延長期間:平成30年10月21日~10月31日 |
| | 「アイヌ文化の森伝承のコタン」の維持管理 | 旭川市博物館分館「アイヌ文化の森伝承のコタン」(アイヌ住居(チセ)等)の維持管理 ・嵐山公園センター内の展示資料及びチセ他野外展示施設の見回り ・チセ周辺及び散策路の草刈・清掃 ・チセの維持に係る燻蒸 ・遊歩道及びチセ周辺の除排雪並びにチセ他屋外施設の冬囲い及び雪下ろし ・講座等のチセの利用に係わる火入れ等準備及び片付け |
| 河川緑地の保全と利活用を促進するための受託事業 | 「あさひかわ子どもの水辺協議会」の開催企画・運営・取りまとめ | あさひかわ子どもの水辺協議会 旭川特有の気象条件や利用実態, 「子どもの水辺」における整備・体験学習等の利用方法や連携して行う活動のサポート体制を構築することを目的として開催 開催回数 2回 |
| | 「子どもの水辺体験学習」の企画実施・運営・取りまとめ | <ul style="list-style-type: none"> ・水質・水生生物調査(10回開催 参加者219人) ・水辺の清掃活動(4回開催 参加者63人) ・石ころアート(1回開催 参加者33人) ・親水イベント「川に遊ぼう」(1回開催 参加者100人) ・防災施設見学会(1回開催 参加者34人) ・水辺体験学習会(1回開催 参加者17人) ・体験学習発表会(1回開催 参加者25人) ・川の指導者育成学習会(1回開催 参加者19人) ・サケの稚魚放流(2回開催 参加者96人) ・環境ワークショップ(1回開催 参加者17人) ・水辺の野鳥観察(1回開催 参加者18人) ・水辺の植物観察(1回開催 参加者15人) |
| | 河川緑地情報の発信 | 「水辺体験講座」の情報発信 あさひかわ子どもの水辺体験講座の案内 旭川市内小学校 計55校 |

正味財産増減計算書
 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：円)

| 科目 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|---------------------|---------------|---------------|----------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1 経常増減の部 | | | |
| (1) 経常収益 | | | |
| 基本財産運用益 | 14,500 | 14,486 | 14 |
| 基本財産受取利息 | (14,500) | (14,486) | (14) |
| 特定資産運用益 | 114,108 | 109,845 | 4,263 |
| 退職給付資産受取利息 | (114,108) | (109,845) | (4,263) |
| 事業収益 | 898,664,769 | 870,240,415 | 28,424,354 |
| 近隣地区公園(中央・神楽)運営事業収益 | (60,984,497) | (60,984,497) | (0) |
| 近隣地区公園(北星・永山)運営事業収益 | (42,279,120) | (42,279,120) | (0) |
| 街区公園緑地(中央・神楽)運営事業収益 | (33,509,213) | (33,509,213) | (0) |
| 街区公園緑地(北星・永山)運営事業収益 | (28,172,136) | (28,172,136) | (0) |
| 常磐公園等管理運営事業収益 | (497,221,200) | (494,920,800) | (2,300,400) |
| 石狩川水系緑地運営事業収益 | (142,881,200) | (122,353,200) | (20,528,000) |
| 旭山公園管理運営事業収益 | (10,476,000) | (10,476,000) | (0) |
| 嵐山公園管理運営事業収益 | (19,342,800) | (19,342,800) | (0) |
| 歩くスキーコース管理運営事業収益 | (2,710,800) | (2,710,800) | (0) |
| チセ等管理運営事業収益 | (2,141,640) | (2,141,640) | (0) |
| 子ども水辺事業収益 | (7,894,800) | (7,905,600) | (△ 10,800) |
| 収益事業収益 | (51,051,363) | (45,444,609) | (5,606,754) |
| 受取寄付金 | 18,000 | 23,300 | △ 5,300 |
| 受取寄付金 | (18,000) | (23,300) | (△ 5,300) |
| 雑収益 | 1,604,621 | 1,515,576 | 89,045 |
| 受取利息 | (36,818) | (40,048) | (△ 3,230) |
| 雑収益 | (1,567,803) | (1,475,528) | (92,275) |
| 経常収益計 | 900,415,998 | 871,903,622 | 28,512,376 |
| (2) 経常費用 | | | |
| 事業費 | 899,692,843 | 883,139,307 | 16,553,536 |
| 役員報酬 | (4,318,440) | (4,306,800) | (11,640) |
| 報酬 | (2,304,264) | (2,304,264) | (0) |
| 給料手当 | (174,835,818) | (167,672,860) | (7,162,958) |
| 退職給付費用 | (6,943,924) | (9,931,843) | (△ 2,987,919) |
| 賞与引当金繰入額 | (10,317,165) | (9,755,100) | (562,065) |
| 共済費 | (56,584,504) | (53,749,524) | (2,834,980) |
| 福利厚生費 | (1,383,117) | (1,294,080) | (89,037) |
| 賃金 | (185,423,741) | (173,987,885) | (11,435,856) |
| 報償費 | (11,354,268) | (11,241,964) | (112,304) |
| 旅費交通費 | (442,120) | (240,920) | (201,200) |
| 減価償却費 | (6,839,730) | (7,145,311) | (△ 305,581) |
| 消耗印刷費 | (22,946,125) | (27,204,302) | (△ 4,258,177) |
| 広告宣伝費 | (1,453,880) | (1,479,248) | (△ 25,368) |
| 燃料費 | (17,059,230) | (15,869,872) | (1,189,358) |
| 食糧費 | (30,720) | (40,690) | (△ 9,970) |
| 光熱水費 | (105,985,451) | (101,941,547) | (4,043,904) |
| 修繕費 | (38,115,936) | (48,572,476) | (△ 10,456,540) |
| 通信運搬費 | (4,165,441) | (4,106,718) | (58,723) |
| 手数料 | (5,663,074) | (5,335,321) | (327,753) |
| 保険料 | (5,085,974) | (4,384,359) | (701,615) |
| 委託費 | (150,616,009) | (146,944,973) | (3,671,036) |
| 使用料及び賃借料 | (16,629,181) | (16,186,921) | (442,260) |
| 工事請負費 | (2,158,920) | (1,639,872) | (519,048) |
| 原材料費 | (6,142,281) | (6,840,676) | (△ 698,395) |
| 備品購入費 | (193,752) | (142,560) | (51,192) |
| 補償補填及び賠償金 | (30,810) | (6,830) | (23,980) |
| 負担金 | (428,458) | (659,514) | (△ 231,056) |
| 寄付金 | (546,372) | (4,031,704) | (△ 3,485,332) |
| 公課費 | (36,202,400) | (34,189,847) | (2,012,553) |
| 仕入 | (24,772,729) | (23,851,332) | (921,397) |
| 雑費 | (0) | (31,778) | (△ 31,778) |
| 期首貯蔵品棚卸高 | (969,597) | (777,110) | (192,487) |
| 期末貯蔵品棚卸高 | (△ 558,509) | (△ 969,597) | (411,088) |
| 期首商品棚卸高 | (2,645,467) | (886,170) | (1,759,297) |
| 期末商品棚卸高 | (△ 2,337,546) | (△ 2,645,467) | (307,921) |

| 科目 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|-----------------|-------------|--------------|--------------|
| 管理費 | 1,866,450 | 1,731,533 | 134,917 |
| 役員報酬 | (453,560) | (433,200) | (20,360) |
| 報酬 | (6,936) | (6,936) | (0) |
| 給料手当 | (526,087) | (504,531) | (21,556) |
| 退職給付費用 | (27,891) | (39,890) | (△ 11,999) |
| 賞与引当金繰入額 | (31,045) | (29,353) | (1,692) |
| 共済費 | (106,012) | (101,638) | (4,374) |
| 福利厚生費 | (4,482) | (4,215) | (267) |
| 減価償却費 | (1,901) | (1,901) | (0) |
| 消耗印刷費 | (251,941) | (204,336) | (47,605) |
| 燃料費 | (4,937) | (4,586) | (351) |
| 食糧費 | (53,000) | (10,960) | (42,040) |
| 通信運搬費 | (46,569) | (9,697) | (36,872) |
| 手数料 | (224,675) | (327,341) | (△ 102,666) |
| 使用料及び賃借料 | (19,078) | (30,313) | (△ 11,235) |
| 負担金 | (20,242) | (20,335) | (△ 93) |
| 公課費 | (11,750) | (2,053) | (9,697) |
| 交際費 | (75,600) | (0) | (75,600) |
| 期首貯蔵品棚卸高 | (1,426) | (1,674) | (△ 248) |
| 期末貯蔵品棚卸高 | (△ 682) | (△ 1,426) | (744) |
| 経常費用計 | 901,559,293 | 884,870,840 | 16,688,453 |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | △ 1,143,295 | △ 12,967,218 | 11,823,923 |
| 評価損益等 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常増減額 | △ 1,143,295 | △ 12,967,218 | 11,823,923 |
| 2 経常外増減の部 | | | |
| (1) 経常外収益 | | | |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 経常外費用 | | | |
| 什器備品等廃棄損 | 61,497 | 0 | 61,497 |
| 経常外費用計 | 61,497 | 0 | 61,497 |
| 当期経常外増減額 | △ 61,497 | 0 | △ 61,497 |
| 税引前当期一般正味財産増減額 | △ 1,204,792 | △ 12,967,218 | 11,762,426 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,036,800 | 840,000 | 196,800 |
| 当期一般正味財産増減額 | △ 2,241,592 | △ 13,807,218 | 11,565,626 |
| 一般正味財産期首残高 | 108,705,813 | 122,513,031 | △ 13,807,218 |
| 一般正味財産期末残高 | 106,464,221 | 108,705,813 | △ 2,241,592 |
| II 指定正味財産増減の部 | | | |
| 基本財産運用益 | 14,500 | 14,486 | 14 |
| 基本財産受取利息 | (14,500) | (14,486) | (14) |
| 受取寄付金 | 18,000 | 23,300 | △ 5,300 |
| 受取寄付金 | (18,000) | (23,300) | (△ 5,300) |
| 一般正味財産への振替額 | △ 32,500 | △ 37,786 | 5,286 |
| 一般正味財産への振替額 | (△ 32,500) | (△ 37,786) | (5,286) |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期首残高 | 20,000,000 | 20,000,000 | 0 |
| 指定正味財産期末残高 | 20,000,000 | 20,000,000 | 0 |
| III 正味財産期末残高 | 126,464,221 | 128,705,813 | △ 2,241,592 |

注) 本表は、当法人の決算書から抜粋したものである。

貸借対照表
 (平成31年3月31日現在)

(単位：円)

| 科目 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|---------------|--------------|--------------|-------------|
| I 資産の部 | | | |
| 1 流動資産 | | | |
| 現金 | 624,760 | 505,710 | 119,050 |
| 普通預金 | 57,253,718 | 61,760,540 | △ 4,506,822 |
| 定期預金 | 30,000,000 | 30,000,000 | 0 |
| 未収金 | 11,364,801 | 10,459,344 | 905,457 |
| 商品 | 2,337,546 | 2,645,467 | △ 307,921 |
| 貯蔵品 | 559,191 | 971,023 | △ 411,832 |
| 前払金 | 0 | 504,820 | △ 504,820 |
| 流動資産合計 | 102,140,016 | 106,846,904 | △ 4,706,888 |
| 2 固定資産 | | | |
| (1) 基本財産 | | | |
| 定期預金 | 10,000,000 | 10,000,000 | 0 |
| 投資有価証券 | 10,000,000 | 10,000,000 | 0 |
| 基本財産合計 | 20,000,000 | 20,000,000 | 0 |
| (2) 特定資産 | | | |
| 退職給付引当資産 | | | |
| 定期預金 | 39,223,987 | 36,532,212 | 2,691,775 |
| 投資有価証券 | 70,000,000 | 70,000,000 | 0 |
| 特定資産合計 | 109,223,987 | 106,532,212 | 2,691,775 |
| (3) その他の固定資産 | | | |
| 什器備品 | 2,811,525 | 3,575,213 | △ 763,688 |
| ソフトウェア | 2,833,972 | 5,251,814 | △ 2,417,842 |
| 建物 | 6,935,488 | 7,271,142 | △ 335,654 |
| リース資産 | 9,836,640 | 2,633,400 | 7,203,240 |
| 長期前払費用 | 110,160 | 20,304 | 89,856 |
| 財政調整資産 | | | |
| 定期預金 | 28,800,000 | 28,800,000 | 0 |
| 投資有価証券 | 20,000,000 | 20,000,000 | 0 |
| 出資会員権 | 50,000 | 50,000 | 0 |
| その他の固定資産合計 | 71,377,785 | 67,601,873 | 3,775,912 |
| 固定資産合計 | 200,601,772 | 194,134,085 | 6,467,687 |
| 資産合計 | 302,741,788 | 300,980,989 | 1,760,799 |
| II 負債の部 | | | |
| 1 流動負債 | | | |
| 未払金 | 40,251,453 | 47,332,744 | △ 7,081,291 |
| 未払法人税等 | 1,036,800 | 840,000 | 196,800 |
| 預り金 | 5,580,477 | 5,152,367 | 428,110 |
| 賞与引当金 | 10,348,210 | 9,784,453 | 563,757 |
| 流動負債合計 | 57,216,940 | 63,109,564 | △ 5,892,624 |
| 2 固定負債 | | | |
| 退職給付引当金 | 109,223,987 | 106,532,212 | 2,691,775 |
| リース債務 | 9,836,640 | 2,633,400 | 7,203,240 |
| 固定負債合計 | 119,060,627 | 109,165,612 | 9,895,015 |
| 負債合計 | 176,277,567 | 172,275,176 | 4,002,391 |
| III 正味財産の部 | | | |
| 1 指定正味財産 | | | |
| 旭川市出捐金 | 20,000,000 | 20,000,000 | 0 |
| 指定正味財産合計 | 20,000,000 | 20,000,000 | 0 |
| (うち基本財産への充当額) | (20,000,000) | (20,000,000) | (0) |
| (うち特定資産への充当額) | (0) | (0) | (0) |
| 2 一般正味財産 | 106,464,221 | 108,705,813 | △ 2,241,592 |
| (うち基本財産への充当額) | (0) | (0) | (0) |
| (うち特定資産への充当額) | (0) | (0) | (0) |
| 正味財産合計 | 126,464,221 | 128,705,813 | △ 2,241,592 |
| 負債及び正味財産合計 | 302,741,788 | 300,980,989 | 1,760,799 |

注) 本表は、当法人の決算書から抜粋したものである。